

自然災害発生時における 業務継続計画（BCP）

（株式会社エールラン 福祉用具のエール）

法人名	株式会社エールラン	種別	福祉用具貸与 特定福祉用具販売
事業所名	福祉用具のエール	事業所番号	3470108667
代表者	吉川 健太	管理者	吉川 健太
所在地	〒732-0068 広島市東区牛田新町2丁目4-34-2F	電話番号 FAX	082-555-0501 082-223-8388
建物	鉄骨造 2階（非常階段横）	メール	info@yell-run.com

第5版 令和7年5月1日改定

（初版 令和5年1月10日制定）

目次

章	主な内容
1 総論	(1) 基本方針 (2) 推進体制 (3) リスクの把握 (4) ライフラインについて
2 平常時の対応	(1) 建物・設備の安全対策 (2) 優先業務の選定 (3) 優先確認利用者の把握 (4) 福祉用具の非常時の対応 (5) 非常時の貸与対応 (6) 感染症対策との関係
3 緊急時の対応	(1) BCP発動基準及び参集基準 (2) 行動基準 (3) 対応体制 (4) 対応拠点 (5) 避難場所・避難方法 (6) 重要業務の継続 (7) 職員の管理 (8) 復旧対応
4 他施設・地域との連携	連携体制の構築、災害協定
5 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し	実施計画、一体的実施と記録の取扱い、検証・見直し
6 様式及び別紙	共通様式との対応表、別紙一覧
7 その他	記録の保存、関連文書との関係
改定履歴	-

1 総論

(1) 基本方針

1. 自身の命も含めた人命の保護を最優先とし、利用者及び職員の安全を確保し、生命を維持するための業務を最優先業務とする。
2. 安全確保を図ったうえで、業務資源の復旧状況に応じて、できるだけ早期の事業再開を目指す。
3. 平常時から、電源を要する福祉用具を利用する者を把握し、災害発生時には当該利用者から優先して安否確認を行うなど、必要な支援を行う。
4. 平常時から地域の多職種連携や住民の助け合いの強化を推進し、利用者を含めた家族や地域の関係者と災害時の課題や対応方法を共有するネットワーク体制づくりの推進役となる。発災後、余力のある場合には近隣住民や事業所への協力・支援にあたる。
5. 福祉用具は利用者の在宅生活の基盤であり、特に特殊寝台、床ずれ防止用具（エアマットレス）、移動用リフト等の電源を要する福祉用具は生命・身体の維持に直結することから、これらを利用する者への対応を最優先とする。

(2) 推進体制

主な役割	職名	氏名	内容
BCP 責任者	代表取締役／管理者 福祉用具専門相談員 感染対策担当者	吉川 健太	・ BCP 発動の判断、事業継続の方針決定 ・ 全体の掌握、マネジメント ・ 職員の安否確認 ・ 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、レンタル卸業者との連絡窓口
BCP 副責任者	取締役 福祉用具専門相談員 虐待防止担当者	山田 隼斗	・ BCP 責任者不在時の役割代行 ・ 利用者及びその家族の安否確認とそのとりまとめ（様式 11） ・ 災害時必要物品の管理及び確認（様式 6／別紙②） ・ 必要物品のリスト作成及び発注
BCP 推進員	取締役 福祉用具専門相談員	岩田 千裕	・ 利用者及びその家族の安否確認（様式 11） ・ 電子機器、通信手段、衛生物品などの使用準備（様式 6／別紙②） ・ 被害状況の記録（様式 12） ・ 通常業務の復旧作業

担当者が対応不可能な場合は、下記の代行者を設定する。

平常時	緊急時（BCP 発動時）	担当者	代行者（緊急時）
BCP 責任者	災害対策責任者	吉川 健太	山田 隼斗
BCP 副責任者	連絡調整	山田 隼斗	吉川 健太
BCP 推進員	物品管理・記録	岩田 千裕	山田 隼斗

※ 推進体制の構成は様式 1 により管理し、職員の異動・採用があった場合は速やかに更新する。「感染症発生時における業務継続計画」の対応主体とあわせて見直す。

(3) リスクの把握

① ハザードマップ

区分	対象範囲	内容・確認事項
土砂災害 ハザードマップ (別紙③)	牛田新町小学校区	事業所及び利用者宅が土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域（がけ崩れ・土石流）に該当するかを確認する。 最新の区域は「土砂災害ポータルひろしま」により確認できる。

区分	対象範囲	内容・確認事項
洪水 ハザードマップ (別紙④)	牛田新町・牛田小学校区 (太田川が氾濫した場合)	想定降雨条件：概ね 200 年に 1 回起こる大雨で、太田川流域において 2 日間の総雨量が 396mm の降雨があった場合を想定（平成 29 年 4 月 19 日公表）。 基準水位観測所：矢口第一（安佐北区口田 1 丁目） 事業所及び利用者宅の想定浸水深を確認する。

※ ハザードマップは最新版を事業所内に掲示し、事業所及びその周辺の浸水想定並びに土砂災害警戒区域の該当状況を確認する。

※ 問い合わせ先 広島市下水道局河川防災課 082-504-2377 / 広島市危機管理室災害予防課 082-504-2664 / 東区役所地域起こし推進課 082-568-7704

② 被災想定（自治体公表の被害想定）

区分	想定
交通被害	道路：1～2 日で仮復旧（迂回路が利用できる想定）。被害が大きい場合は 3～7 日。 橋梁：迂回路を含め、1～3 日で仮復旧。被害が大きい場合は 3～7 日。 鉄道：2 週間
上水・下水	3 週間（震度 7）、7 日（震度 6 程度）
電気	1 週間（震度 7）、3 日（震度 6 程度）
ガス	5 週間（都市ガス）（震度 7）、3 週間（震度 6 程度） ※当事業所はガスの契約なし
通信	1 週間（震度 7）、3 日（震度 6 程度）

③ 自事業所で想定される影響（時系列）

経過時間	事業所の状況	利用者への影響	当事業所の対応
発災直後 ～6 時間	・ 停電、断水の可能性 ・ 通信の輻輳により電話がつながりにくい ・ 職員は各自の安全確保を優先	・ 電動ベッド、エアマットレスが停止 ・ 独居・老老世帯は状況把握が困難	・ 職員の安否確認（様式 5・様式 11） ・ BCP 発動の判断 ・ 優先確認利用者リスト（様式 14）により連絡開始
6 時間 ～24 時間	・ 事業所の被害状況を確認 ・ ポータブル電源により通信手段を確保	・ エアマットレスのバッテリー切れが発生し始める ・ 避難所へ避難した利用者が発生	・ 優先確認利用者への安否確認完了を目指す ・ 別紙⑥に基づき停電時の対応を助言 ・ 居宅介護支援事業所と情報共有
24 時間 ～3 日	・ 通信は概ね復旧 ・ 道路は迂回路の利用が可能に	・ 用具の破損・水没が判明 ・ 避難所での福祉用具の必要が生じる	・ 代替品の手配（卸業者へ要請） ・ 避難所への福祉用具供給要請への対応 ・ 緊急の納品・修理を実施
3 日～1 週間	・ 電気が復旧 ・ 通常業務の再開準備	・ 在宅復帰する利用者への用具再設置	・ 優先業務から順次拡大 ・ モニタリング訪問を再開 ・ 被害状況を取りまとめ、復旧計画を策定

※ 電力が復旧しないと、携帯電話及びメールは使用できなくなるため注意する。

(4) ライフラインについて

① 電気が止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と電気供給源。優先順位を考え、通信手段及び緊急のパソコン稼働に利用し、それ以外は極力稼働を控える。

●以下の設備について電気が必要

- ・情報機器（パソコン、インターネット、スマートフォン等）
- ・照明器具、空調

★対応策

- ・ポータブル電源を利用する。BLUETTI AC70（768Wh、2000W まで対応）。車のシガーソケットより充電可能。
- ・電気がなくても使える代替品（乾電池式、手動式のものを）を準備する。
- ・車のシガーソケット用変換器はスマートフォンの充電等に活用できる。
- ・車のガソリンは半分以上を切らないよう日頃から給油する。
- ・モバイルバッテリー、携帯電源を確保する。

② ガスが止まった場合の対策

※ もともとガスの契約はない。暖房及び調理について次のとおり対応する。

★対応策

- ・暖房としてブランケット、カイロを備蓄する。
- ・調理が不要な食料（プロテイン等）を備蓄する。

③ 水道が止まった場合の対策（別紙⑤ 給水拠点）

【飲料水】

●飲料水を以下の計算式に従い用意する。

3 リットル／人／日 × 3 人（職員） × 7 日 = 63 リットル

※ 1 人 1 日 3 リットルは飲料水及び調理用の目安である（生活用水は含まない）。最低確保量は 3 日分（27 リットル）とし、7 日分の確保を目標とする。

★対応策（確保策）

- ・備蓄として、2 リットルのペットボトルを 32 本（最低 14 本）用意する。
- ・職員の自宅（家庭用）としても、7 日分×家族数の備蓄を推奨する。
- ・備蓄量は毎年 5 月及び 11 月に確認し、様式 6（別紙②）を更新する。消費期限のあるものはローリングストックにより入れ替える。

★対応策（8 日目以降の確保策）

※ 自治体の被害想定では上水の復旧に 7 日～3 週間を要するとされているため、備蓄（7 日分）を超える期間は給水拠点からの補給により対応する。

- ・近隣の給水拠点へ水を取りに行く。最寄り早稲田中学校（牛田早稲田 4 丁目 15-1）。（別紙⑤）

★対応策（削減策）

- ・調理に水を必要としない非常食等を備蓄する。

【生活用水】

●貯水槽の容量：5.58 m³（1 m³=1,000 リットル）

★対応策（確保策）

- ・ペットボトルを常備する。
- ・災害時給水拠点：早稲田中学校、大芝公園、エディオンピースウイング広島（別紙⑤）
- ・衛生上問題のない用途については、状況に応じ隣接する川の水の利用も検討する。

★対応策（削減策） ※生活用水の多くは「トイレ」「食事」で使用

- ・「トイレ」では、ポータブルトイレやおむつを使用する。
- ・「食事」では、皿の代わりにビニール袋を使用する。

④ 通信が麻痺した場合の対策

災害発生直後から輻輳回避のため通話制限が実施される可能性が高い。一般的には 24 時間後にパケット通信が復旧し、通話支障も 3 日後には解消される。

●被災時は固定電話や携帯電話が使用不可となる可能性がある。複数の連絡手段で連絡が取れるよう準備する。

●通信機器及びそのバッテリー（ポータブル電源、携帯電話充電器、乾電池等）を確保する。

●Wi-Fi が利用できなくなることを想定して、スマートフォンはテザリング契約をしておく。

★対応策（代替通信手段）

- ・（事業所内）携帯電話、携帯電話メール、SNS、災害用伝言ダイヤル。スマートフォンは1人2台所持し、複数回線を使えるようにする。LINEの安否確認機能で自分の情報を発信する。
- ・（利用者・取引先）携帯電話、携帯電話メール、SNS、パソコンメール

★連絡の優先順位

- ・電話 → グループLINE → ショートメール → 災害用伝言ダイヤル → LINE 安否確認

⑤ システムが停止した場合の対策

●BCP等の災害対策の文書類はクラウドデータベースへ保存するとともに、事務所に掲示する。

●パソコン、プリンター等の稼働が必要な機器の対応策を検討する（※①電気が止まった場合の対策を参照）。

★対応策

- ・パソコン、重要書類などは、浸水のおそれのない場所に保管する。
- ・メインのパソコンはポータブル電源で復旧する。
- ・データはクラウドで管理する。保管場所及びバックアップ先は様式13により管理する。
- ・災害時の対応事項は、利用者ファイルに時系列で記載する。

⑥ 衛生面（トイレ等）の対策

被災時は汚水・下水が流せなくなる可能性があるため、衛生面に配慮し、トイレ・汚物対策を行う。

【トイレ対策】

- 在庫のポータブルトイレを活用する。
- 在庫のおむつを活用する。

【汚物対策】

●排泄物や使用済みのおむつなどの汚物は、ビニール袋等に入れて密閉し、衛生面に留意して隔離・保管する。

保管場所：地下倉庫

※ 災害時は感染症が発生・まん延しやすくなるため、「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」に定める標準予防策を継続する。

⑦ 交通

- ・車両のガソリンは常に残量を確認し、ゆとりをもって給油を行い、いつでも使用できるようにする。
- ・走行不可の道路についてはグループLINEにて情報を共有する。
- ・事務所の隣がガソリンスタンド（エネオス）である。
- ・アストラムライン牛田駅まで徒歩1分。

⑧ 必要品の備蓄（様式6/別紙② 備品リスト）

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する。定期的にリストの見直しを実施する。

備蓄品によっては消費期限があるため担当者を決め、半年ごとに確認する。担当：岩田 千裕

※ 備蓄品の在庫確認は、毎年5月及び11月に開催する感染症対策検討会議とあわせて実施し、様式6を更新する。

⑨ 資金手当て

●万一の場合に備えて、手元資金（現金）を準備しておく。

10,000円札×10枚、1,000円札×20枚、100円玉×20枚

●平時から現在加入の保険でカバーされる範囲や補償内容等を確認する。証券番号は別紙①に記載。

- ・介護事業者賠償責任補償（株）全福サービス 0120-023-933
- ・自動車保険 あいおいニッセイ同和損害保険 0120-024-024
- ・賃貸事業者総合保険（火災等） SBI 少額短期保険 0120-080-828

2 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

対象	対応策	備考
建物	鉄骨造	耐震強度が高い
扉	ワイヤー入りの強化ガラスを採用	割れにくい
部屋の位置	2階の非常階段の横	地震による崩壊のリスクが低い。避難しやすく、浸水しにくい

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
事務所の設備	机などは固定	—
受水槽	鉄骨造の屋上	強度が高い。容量 5.58 m ³
ガス	契約なし	電気・水道のみ

※ 設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

③ 水害対策（別紙③④⑦）

対象	対応策	備考
災害時避難場所	徒歩圏内に避難場所あり	牛田新町小学校（牛田新町一丁目 15-1） ※洪水・土砂災害いずれにも対応、4階建
部屋の位置	2階の非常階段の横	浸水しにくく、避難しやすい
重要書類・機器	浸水のおそれのない場所に保管し、データはクラウドにバックアップ	様式 13 により管理

(2) 優先業務の選定

緊急時に備え、日常から優先する業務を選定し、職員に周知する。優先業務の詳細は様式 7 による。

① 優先する業務（基本方針）

- ・利用者及び職員の生命や生活を保護、維持するための業務を最優先とする。その他の業務は縮小又は休止する。
 - ・業務資源の復旧状況に応じて、順次早期の再開を目指す。
- 【地域への協力】
- ・近隣住民や事業所等が被災し困難な状況に遭遇している際には、可能な範囲で援助・支援活動を実施する。
- 【行政との協力】
- ・広島市と連携し、避難情報の発信や復旧支援などを可能な範囲で果たす。
 - ・避難所等への福祉用具の供給について要請があった場合は、在庫状況及び職員体制を勘案のうえ、可能な範囲で協力する。

② 発生直後の業務（時系列）

時期	業務	内容
発災直後	身の安全の確保	・職員は自身及び周囲の安全を確保する。 ・訪問中の場合は、利用者の安全を確保したうえで退避する。
発災直後	職員の安否確認	・様式 5 の緊急連絡網により、全職員の安否及び出勤の可否を確認する。

時期	業務	内容
		・電話 → グループ LINE → ショートメール → 災害用伝言ダイヤルの順に試みる。
1 時間以内	BCP 発動の判断	・ BCP 責任者（不在時は代行者）が被害状況を確認し、BCP の発動を判断する。 ・ 発動した場合は、ただちに災害対策本部を立ち上げる。
3 時間以内	事業所の被害状況確認	・ 建物、設備、車両、在庫、ライフラインの被害を様式 12 により確認・記録する。
6 時間以内	優先確認利用者への連絡	・ 様式 14 の優先確認利用者リストに基づき、優先度の高い利用者から安否確認を行う（様式 11）。
24 時間以内	全利用者の安否確認	・ 優先度に従い、順次全利用者の安否確認を行う。 ・ 確認できない利用者は、居宅介護支援事業所と情報を共有する。
随時	関係機関への報告	・ 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、広島市（指定権者）へ状況を報告する。

③ 福祉用具における優先業務

区分	業務	優先の考え方	必要な職員数
優先業務 （最優先）	電源を要する福祉用具の利用者への対応	エアマットレス、電動特殊寝台等を利用する者は、停電により生命・身体に直接影響が及ぶため最優先で対応する（様式 14）。別紙⑥に基づき停電時の対応を助言する。	朝 1/ 昼 2/ タ 1 夜間は携帯電話で対応
優先業務	利用者の安否確認及び避難支援	様式 14 の優先確認利用者リストに基づき、電源を要する福祉用具を利用する者から優先して実施し、順次その他の利用者に及ぶ。	朝 1/ 昼 2/ タ 1 夜間は携帯電話で対応
優先業務	利用者宅への訪問	緊急のもののみ実施する。避難している場合は避難所等の避難先を訪問する。	朝 1/ 昼 2/ タ 1 夜間は行わない
優先業務	破損・水没した用具の代替品供給	特殊寝台、車いす、床ずれ防止用具等、生活に不可欠な用具から順に手配する。	状況により調整
休止業務	モニタリング訪問	定期的な居宅へのモニタリング訪問は、平常時の体制に戻るまで中断する。やむを得ず訪問できない場合は、電話等により状況を確認し、理由及び内容を記録する。	行わない
休止業務	新規相談・受入に係る業務	緊急のものを除き、平常時の体制に戻るまで中断する。	行わない
休止業務	定期点検、営業活動、書類整理	復旧後に実施する。	行わない

（3）優先確認利用者の把握

項目	内容
目的	災害発生時に優先して安否確認及び支援を行う利用者を、平常時からあらかじめ把握する。
管理様式	様式 14 「優先確認利用者リスト」

項目	内容
更新時期	毎年 4 月及び災害 BCP 研修の実施時（毎年 6 月）に更新する。 新規契約及び福祉用具の変更があった場合は、その都度反映する。

優先度の区分は次のとおりとする。

優先度	該当する利用者	把握する内容
A (最優先)	電源を要する福祉用具を利用している者 (エアマットレス、電動特殊寝台、移動用リフト等)	・機種名及びメーカー名（別紙⑤の停電時対応と照合） ・バッテリーの有無及び稼働可能時間 ・停電時に手動で操作できるか
B	上記以外の者	・通常の連絡先

(4) 福祉用具の非常時の対応（別紙⑥）

停電時における主な福祉用具の対応方法は、別紙⑥「福祉用具の非常時の対応」（一般社団法人 日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）等の公表資料に基づく）による。要点は次のとおり。

用具	停電時の主な対応
電動特殊寝台	・停電が予想される場合は、事前に「あたま」「あし」を下げて水平にし、「たかさ」は安全のため最も低くしておく。 ・停電時は電源プラグをコンセントから抜き、復旧後に再び差し込む。 ・機種によっては、バッテリー搭載、モーターの取り外し、9V 乾電池の接続等により背ボトムを下げる事が可能。 ・メーカー・機種ごとの対応は別紙⑥の QR コードにより確認する。
床ずれ防止用具 (エアマットレス)	・機種により停電時の対応可能期間が異なる（例：約 7 日間対応可能な機種がある）。 ・エアが抜ける機種は、褥瘡発生のリスクが高まるため、体位変換の頻度を上げるよう家族・介護者に助言する。 ・様式 14 により、利用者ごとの機種と停電時対応可能時間を把握しておく。
移動用リフト	・停電時は手動での降下操作が可能か、機種ごとに確認しておく。
共通	・利用者・家族に対し、平常時から停電時の対応方法を説明し、取扱説明書の保管場所を確認しておく。 ・症状によっては担当医師等に相談するよう助言する。

(5) 非常時の貸与対応

- ・福祉用具の供給には卸業者との協力が不可欠である。各卸業者に非常時の協力対応を仰ぐ。
- ・広島営業所が機能していない場合は、呉営業所や他県営業所など隣接の拠点から応援を要請する。
- ・卸業者及び取引先の連絡先は様式 2（別紙① 取引先資料）による。
- ・当事業所は福祉用具の洗浄・消毒工程を外部に委託しているため、委託先が被災した場合は消毒済品の供給が停止する。この場合の対応は「感染症発生時における業務継続計画」第 V 章 3 に準じ、代替の委託先（株式会社リョーキ、株式会社レンタコム）への切替え及び消毒済品の在庫確認を行う。
- ・株式会社エールラン東広島営業所の在庫を活用する。

(6) 感染症対策との関係

災害時は避難生活等により感染症が発生・まん延しやすくなるため、自然災害と感染症が同時に発生する複合災害を想定し、次のとおり対応する。

場面	対応
避難所等への訪問	「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」に定める標準予防策を継続する。 - 個人防護具及び手指消毒剤を車両に常備する。
汚染品の取扱い	災害時に汚染品が生じた場合も、原則として消毒委託先が回収する。委託先が被災している場合は、密閉のうえ事業所内に隔離保管し、再貸与は行わない。
備蓄	感染症用の備蓄（マスク、手袋、消毒剤等）と災害用の備蓄は、様式6において一体的に管理する。
職員の健康管理	災害対応中も様式3による健康チェックを継続する。体調不良の職員は業務から外す。

3 緊急時の対応

(1) BCP 発動基準及び参集基準

災害種別	対象	区分	基準
地震等における基準	全員	参集	震度6以上で全員参集
地震等における基準	全員	発動	被害状況を確認し、平時の業務遂行が困難であると判断した場合に発動し、ただちに災害対策本部を立ち上げる。
水害等における基準	全員	参集	大雨による川の氾濫の可能性がある場合に参集
水害等における基準	全員	発動	被害状況を確認し、平時の業務遂行が困難であると判断した場合に発動し、ただちに災害対策本部を立ち上げる。
台風や竜巻等の風害における基準	全員	参集	台風や竜巻により建物等の修繕や対策が必要な場合に参集
台風や竜巻等の風害における基準	全員	発動	被害状況を確認し、大至急の修繕や対策が必要と判断した場合に発動し、ただちに災害対策本部を立ち上げる。
降雪等による基準	近隣職員	参集	大雪により車の運転や移動ができない時
降雪等による基準	近隣職員	発動	遠方からの職員が通勤できない時は、通勤可能な職員及び近隣に住んでいる職員のみで業務にあたる。

※ 上記は平日昼間以外の参集基準である。平日昼間が発生時刻の場合は、事業所内での行動となる。

※ 参集にあたっては自ら家族の安否を確認し、可能と判断した場合に参集する。

※ 参集が困難な場合はライフラインが断絶していると予想されるので、次の順位で連絡する。

電話 → グループLINE → ショートメール → 災害用伝言ダイヤル → LINE 安否確認

(2) 行動基準

① 発災時の個人の行動基準

段階	行動
第1 身の安全確保	- 落下物、転倒物から身を守る。頭部を保護する。 - 訪問中の場合は、利用者の安全を確保したうえで、自身の安全を確保する。 - 車両走行中の場合は、路肩に停車し、揺れが収まるのを待つ。
第2 情報収集	- テレビ、ラジオ、スマートフォン等により、災害の規模、避難情報を確認する。 - 警戒レベルに応じた行動をとる（下記②参照）。

段階	行動
第3 自身と家族の安否確認	・ 自身と家族の安全を確認する。
第4 事業所への連絡	・ 様式5の緊急連絡網により、自身の安否と参集の可否をBCP責任者へ連絡する。 ・ 電話が繋がらない場合は、グループLINE等の代替手段を用いる。
第5 参集又は待機	・ 参集基準に該当し、かつ移動が安全に行える場合は事業所へ参集する。 ・ 危険な場合は無理に移動せず、安全な場所で待機し、その旨を連絡する。

② 警戒レベルと取るべき行動

令和3年5月から避難情報の名称及び警戒レベルの定義が変更されている。

警戒レベル	避難情報等	取るべき行動
レベル5	緊急安全確保 (市町村が発令)	命の危険。ただちに安全確保を行う。既に安全な避難ができない状況であり、身の安全を可能な限り確保する。
レベル4	避難指示 (市町村が発令)	危険な場所から全員避難する。当事業所は業務を停止し、職員は安全な場所へ避難する。
レベル3	高齢者等避難 (市町村が発令)	危険な場所から高齢者等は避難する。当事業所は優先確認利用者（様式14）への連絡を開始し、訪問業務を縮小する。
レベル2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)	自らの避難行動を確認する。ハザードマップ及び避難経路を確認する。
レベル1	早期注意情報 (気象庁が発表)	災害への心構えを高める。気象情報に注意する。

(3) 対応体制

「1 総論（2）推進体制」に準ずる。

(4) 対応拠点

行政などが出す災害情報及び避難情報をもとに、安全な対応拠点を選定し、対策本部を設置する。

災害種別	第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
地震時	福祉用具のエール (広島市東区)	(株) エールラン 東広島営業所 (東広島市志和町)	ニシケン広島営業所 (広島市西区)
水害時	福祉用具のエール (広島市東区)	(株) エールラン 東広島営業所 (東広島市志和町)	ニシケン広島営業所 (広島市西区)

(5) 施設内外での避難場所・避難方法

① 広島市指定緊急避難場所

風水害（土砂災害や洪水）に対し、避難指示等が発令された場合には、指定緊急避難場所の中から必要な施設が開設される。

避難情報の種類	避難場所の開設等
高齢者等避難	原則として、小学校区に1箇所、拠点的な指定緊急避難場所を開設

避難情報の種類	避難場所の開設等
避難指示	状況に応じ、必要な避難場所を順次開設 ※屋外を移動することがかえって危険な場合は、建物内の少しでも安全な場所に待避する。

② 事業所の避難場所（別紙③④⑦）

当事業所は牛田新町小学校区に所在するため、同学区の指定緊急避難場所へ避難する。避難先は災害の種別及び開設状況に応じて選択する。

優先	避難場所	所在地	対応災害	備考
第 1	牛田新町小学校	牛田新町一丁目 15-1	土砂 ○ 洪水 ○ 高潮 ○	小学校区で第 1 順位に開設。4 階建。 土砂・洪水いづれにも対応する唯一の施設
第 2	牛田中学校	牛田新町一丁目 14-1	土砂 - 洪水 ○ 高潮 ○	4 階建。土砂災害の避難場所には指定されていない
第 3	市立広島商業高等学校	牛田新町一丁目 1-1	土砂 - 洪水 ○ 高潮 ○	4 階建。土砂災害の避難場所には指定されていない
補完	牛田新町児童館	牛田新町一丁目 15-1	土砂 - 洪水 ○ 高潮 ○	2 階建
補完	牛田公民館 マエダハウジング 東区スポーツセンター	牛田新町一丁目 8-3	土砂 - 洪水 ② 高潮 ○	2 階建。浸水想定区域内にあるため 2 階以上を利用する

※ 指定緊急避難場所の開設状況は、広島市防災ポータル、広島市防災情報メール又はひろしま避難誘導アプリ「避難所へ Go!」により確認する。

※ 利用者の居住地に応じた指定避難所は、別紙⑦により確認し、様式 14 に記載する。

（6）重要業務の継続

「2 平常時の対応（2）優先業務の選定」及び「（3）優先確認利用者の把握」による。

停電時の福祉用具の取扱いは「（4）福祉用具の非常時の対応（別紙⑥）」、用具の調達は「（5）非常時の貸与対応」による。

（7）職員の管理

発災後、職員が長期間帰宅できない状況に陥った場合、下記を休憩・宿泊場所とする。

災害種別	第 1 候補場所	第 2 候補場所
地震時	福祉用具のエール 広島市東区牛田新町 2 丁目 4-34-2F TEL 082-555-0501	（株）エールラン 東広島営業所 広島県東広島市志和町志和西 1499-3 TEL 082-401-4160
水害時	同上	同上

- ・ 職員の勤務時間及び休憩の確保に配慮し、特定の職員に業務が偏らないようシフトを調整する。
- ・ 災害対応が長期化する場合は、週 1 日は完全休みとする等、一定時間休めるようシフトを組む。
- ・ 職員の心身の負担に配慮し、必要に応じて外部の専門機関（精神保健福祉センター等）への相談を勧める。

(8) 復旧対応

① 破損箇所の確認

復旧作業が円滑に進むよう、様式 12「被害状況チェックリスト」により、建物、設備、車両、在庫、ライフラインの被害状況を確認・記録する。

※ 従前の「破損箇所確認シート」（別紙①）は様式 12 として統合する。

② 業者連絡先一覧

様式 2（別紙① 取引先資料）による。行政連絡先、保険会社、仕入先業者、運送会社、設備・機器業者を記載する。

あわせて、防災に関する次の問い合わせ先を様式 2 に記載する。

部署名	電話番号	主な用件
広島市 下水道局 河川防災課	082-504-2377	河川、洪水、土砂災害ハザードマップに関すること
広島市 危機管理室 災害予防課	082-504-2664	洪水ハザードマップ、防災全般に関すること
広島市東区役所 地域起こし推進課	082-568-7704	区内の避難場所、地域防災に関すること

4 他施設・地域との連携

連携体制の構築

- 災害の規模によっては、事業所単独で復旧や業務を継続する体制を整えることが難しくなる場合があるため、平常時から地域内の地域包括支援センターや居宅介護支援事業所との連携体制の構築に努める。
- 当事業所では、株式会社ニシケンと災害協定を締結している。協定書に基づく連携体制を構築し、災害時の相互協力が円滑かつ効果的に実施できるように取り組む。
- 協定の主な内容は次のとおりである。定期的な協議を通じ、必要な場合は適宜内容の更新を行う。
 - ・人的支援（職員不足の場合の派遣）
 - ・物的支援（不足物資の援助など）
- レンタル卸業者に対し、非常時の協力対応を平常時から依頼しておく。
- 連携先の連絡先は様式 2（別紙① 取引先資料）による。

5 研修・訓練の実施、BCP の検証・見直し

(1) 研修・訓練の実施

研修及び訓練は、各年度の「年間研修・訓練・委員会計画表」に基づき実施する。

区分	実施時期	対象・担当	方法・内容	記録
新規採用時研修	採用の都度 (随時)	対象：新規採用者 担当：管理者 吉川 健太	BCP の概念及び必要性、広島市における被害想定、本計画の内容並びに各自の役割を説明する。	研修記録⑧
業務継続計画 (自然災害編) に係る研修	毎年 6 月 (年 1 回以上)	対象：全職員 担当：管理者 吉川 健太	広島県及び広島市における災害リスク（豪雨・土砂災害・地震）、ハザードマップの確認、本計画の内容、役割分担、優先業務、優先確認利用者リスト（様式 14）、停電時の福祉用具の対応（別紙⑥）について研修する。	研修記録①
業務継続計画	毎年 6 月	対象：全職員	発災を想定した机上訓練及び実地訓練を	訓練記録②

区分	実施時期	対象・担当	方法・内容	記録
（自然災害編） に係る訓練	（年 1 回以上）	担当：管理者 吉川 健太	実施する。 ・緊急連絡網（様式 5）による職員の安否確認訓練（返信完了までの所要時間を計測） ・優先確認利用者リスト（様式 14）の抽出と連絡訓練 ・災害用伝言ダイヤル等による通信訓練 ・非常食及びポータブル電源の使用訓練 ・被害状況チェックリスト（様式 12）の記入訓練	
BCP の検証・見直し	毎年 3 月	対象：全職員 担当：管理者 吉川 健太	年度末振り返り会議において、本計画の検証及び見直しを行い、次年度の研修・訓練計画を策定する。	議事録④

※ 研修及び訓練の具体的な実施予定日は、各年度の「年間研修・訓練・委員会計画表」において定める。実施日は原則として平日とする。

※ 自然災害に係る研修・訓練は、広島県における豪雨・土砂災害のリスクを踏まえ、出水期前の 6 月に実施する。

※ 消防計画等に基づく避難訓練は、本計画に基づく訓練とは別に実施する。

※ 職員は、年 3 回程度（避難訓練にあわせて）、建物及び附属物の点検、建物内部の物品の転倒防止対策の確認、備蓄品の状況確認を行い、修繕又は不足がある場合は BCP 責任者に改善を提案する。

（2）一体的実施と記録の取扱い

研修及び訓練は、他の研修及び訓練と一体的に実施して差し支えない。

ただし、一体的に実施した場合であっても、それぞれの研修及び訓練について、実施日時、出席者、実施した内容が分かるように、記録は別葉で作成し保存する。

当日欠席した職員には、後日、個別に資料の配布及び説明を行い、その旨を記録に残す。

（3）BCP の検証・見直し

・本計画は、毎年 3 月に開催する年度末振り返り会議において検証及び見直しを行う。

・見直しの視点

- ① 研修・訓練を通じて明らかになった課題
- ② 法令、介護報酬、厚生労働省ガイドライン等の改正
- ③ 職員体制、連絡先、取引先、備蓄品の変更
- ④ ハザードマップ及び自治体の被害想定の更新
- ⑤ 実際に災害が発生した場合はその対応の振り返り

・見直した本計画は、代表取締役の決裁を経て、全職員に周知徹底する。職員から改善すべき事項について意見を聴いたうえで、変更の必要性について協議する。

・見直しを行った場合は、巻末の改定履歴に記載する。

6 様式及び別紙

（1）共通様式との対応

本計画で使用する様式は、「感染症発生時における業務継続計画」及び「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」と共通の体系と

する。

様式	様式名	共通／災害	本計画における用途
様式 1	推進体制の構成メンバー	共通	BCP 責任者・副責任者・推進員及び代行者の明確化
様式 2	事業所外連絡リスト (別紙① 取引先資料)	共通	行政、保険会社、卸業者、運送会社、設備・機器業者、災害協定先の連絡先
様式 3	職員・利用者 体温・体調チェックリスト	共通	災害対応中の職員の健康管理
様式 5	職員緊急連絡網	共通	発災時の職員の安否確認・参集可否の確認
様式 6	備蓄品リスト (別紙② 備品リスト)	共通	飲料・食品、医薬品・衛生用品、災害物品の備蓄管理
様式 7	業務分類（優先業務の選定）	共通	優先業務及び休止業務の選定
様式 10	消毒委託先 衛生管理チェックシート	共通	委託先の被災時対応・BCP 策定状況の確認欄を追加
様式 11	職員・利用者 安否確認リスト	災害	発災時の安否確認の実施と結果の記録
様式 12	被害状況チェックリスト	災害	建物、設備、車両、在庫、ライフラインの被害確認 (従前の「破損箇所確認シート」を統合)
様式 13	重要書類・データ バックアップ管理表	災害	貸与記録、契約書、利用者台帳の保管場所とバックアップ先
様式 14	優先確認利用者リスト	災害	電源を要する福祉用具の利用者等、優先して安否確認を行う者の把握

※ 様式 4、様式 8 及び様式 9 は感染症対応専用のため、本計画では使用しない。

(2) 別紙一覧

別紙	名称	内容
別紙①	取引先資料	行政連絡先リスト、保険会社リスト、仕入先業者リスト、運送会社業者リスト、設備・機器等業者リスト
別紙②	備品リスト	飲料・食品、医薬品・衛生用品・日用品、災害物品の備蓄リスト
別紙③	土砂災害ハザードマップ（牛田新町小学校区） 令和 7 年 3 月作成	事業所及びその周辺の土砂災害警戒区域の確認、指定緊急避難場所の一覧
別紙④	洪水ハザードマップ（牛田新町・牛田小学校区／太田川が氾濫した場合） 令和 6 年 4 月更新	事業所及びその周辺の浸水想定区域の確認、指定緊急避難場所の一覧及び想定浸水深
別紙⑤	給水拠点（広島市）	飲料水兼用型耐震性防火水槽の設置状況。最寄り早稲田中学校
別紙⑥	福祉用具の非常時の対応	電動特殊寝台、エアマットレス等の停電時の対応方法（メーカー別）

別紙	名称	内容
別紙⑦	指定避難所	広島市の指定避難所一覧（小学校区別、収容人員）

7 その他

（1）本計画の周知及び閲覧

本計画は、策定及び改定の都度、全職員に周知する。事業所内の職員が常時閲覧できる場所に備え置くとともに、電子データをクラウドで共有する。

（2）記録の保存

本計画に基づき実施した研修、訓練及び会議の記録並びに災害発生時の対応の記録は、その完結の日から5年間保存する。

（3）関連文書との関係

文書名	位置付け	本計画との関係
自然災害発生時における業務継続計画（本計画）	自然災害時の業務継続	—
感染症発生時における業務継続計画	感染症発生時の業務継続	複合災害時は両計画を併用する。消毒委託先の機能停止時の対応は同計画第Ⅴ章3による。
感染症の予防及びまん延の防止のための指針	平常時からの感染対策の基本方針	災害時においても標準予防策を継続する。
年間研修・訓練・委員会計画表	各年度の実施計画	本計画に基づく研修・訓練の実施予定日を定める。

※ 各文書の記載に相違が生じた場合は、年度末振り返り会議において速やかに調整する。

<改定履歴>

版	改定年月日	該当条項・項目	改定内容	承認（会議名）
初版	令和5年 1月10日	全体	新規制定	運営会議
第2版	令和6年 4月1日	全体	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正（業務継続計画の策定等の義務化）に伴う改定	運営会議
第3版	令和7年 3月10日	全体	広島市の集団指導研修の内容を踏まえた見直し	運営会議
第4版	令和7年 4月1日	全体	「感染症発生時における業務継続計画」及び「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」の改定に合わせ、推進体制、様式体系、記録の保存及び関連文書との関係を統一	令和6年度 年度末振り返り会議
第5版	令和7年 5月1日	全体	令和7年4月14日の会議において、先行して令和7年4月1日に改定した各指針及び感染症業務継続計画との整合を図るため、次の事項について所要の修正を行い、令和7年5月1日に改定した。 ① 様式を共通体系に整理し、災害固有の様	令和7年4月14日の会議

版	改定年月日	該当条項・項目	改定内容	承認（会議名）
			式 11～14 を新設 ② 研修及び訓練の実施時期を「年間研修・訓練・委員会計画表」と整合（毎年 6 月・出水期前）し、一体的実施の場合の記録の取扱いを明記 ③ BCP の検証・見直しの時期を毎年 3 月（年度末振り返り会議）と明記 ④ 「2（3）優先確認利用者の把握」を新設し、電源を要する福祉用具の利用者を最優先とする体制を明確化 ⑤ 「2（6）感染症対策との関係」を新設し、複合災害への対応を明記 ⑥ 消毒工程の外部委託先が被災した場合の対応を追加 ⑦ 警戒レベルと取るべき行動、発災直後の業務（時系列）、行動基準を表形式に整理 ⑧ ハザードマップ（別紙③④）に基づき、事業所の避難場所を牛田新町小学校区の指定緊急避難場所に修正するとともに、洪水の想定降雨条件及び防災関係の問い合わせ先を追記	